

審議会等名	令和4年度第2回つくばみらい市在宅医療・介護連携推進協議会
開催日	令和5年1月31日（火曜日）
開催場所	つくばみらい市役所 伊奈庁舎 3階 大会議室
出席者	出席委員 小松崎八寿子会長、横張雅彦委員、宮本瞳委員、 南承佑委員、菊池芳英委員、菊地広志委員、野田秀平委員 事務局 保健福祉部：草間部長 介護福祉課：八木課長、原田係長、田中 社会福祉協議会：浅川局長、伊藤課長 地域包括支援センター：阿部センター長、小神野社会福祉士、 横田看護師
議案	(1) 在宅医療・介護連携の現状について (2) 令和4年度の取組経過報告 (3) 令和5年度の取組予定
議案概要	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 午後7時 ・会長あいさつ <p>小松崎会長)：コロナ患者は減少傾向にあるものの、まだまだ感染者は多い状況にあり、安心できる状況ではない。介護施設は重症化リスクを抱える入所者が多く、大変な状況が続いている。在宅で生活している要介護者も多くおり、中には独居高齢者、家族と同居していても日中は一人で生活している高齢者もいる。そのような人たちが発症した時、どのタイミングで入院するべきか対応が難しい場合がある。訪問看護の利用者であれば、適切に対処できると思うが、利用していない場合には、家族、医療機関、介護事業所の連携が重要となってくる。これから、新型コロナウイルスの感染法上の取扱いが5類に見直されると、世間では警戒感が薄らいでいくかもしれないが、ウイルス自体が変わるわけではない。今後、連携を推進していくためにも本日は忌憚のないご意見をいただきたいと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護連携の現状について <p><事務局より資料に基づいて説明></p> <p>南委員)：薬剤師として、患者の支援等について専門職間で会議等を行うことがあるが、専門職間で円滑に情報共有するツールがないことが課題と考えていたため、電子@連絡帳の利用を開始した。しかし実際に電子@連絡帳で情報を共有しようと会議の場等で提案しても、電子@連絡帳の利用登録をしていない専門職が多い。その場で使用していくと決まったとしても、実際の連携の場面においては使われないことが多い。そのため、電子@連絡帳の普及に力を入れるべきであると考えている。</p>

事務局)：市でも電子@連絡帳の普及に取り組んでいるが、実際には使用していただけない場合も多い。どのように普及させていくかについては、今後の課題であると考えている。

小松崎会長)：電子@連絡帳は居宅介護支援事業所にはどの程度普及しているのか。

事務局)：現在のところ、市内 12 の事業所で利用していただいている。主に市、地域包括支援センターとの情報共有に利用している事業所がほとんどであり、介護事業所間での情報共有に使用している事業所は多いとは言えない現状であると認識している。

宮本委員)：現在、事業所では別の情報共有ツールを利用している。一度、電子@連絡帳の利用を検討するため、市からも説明を受けたが、利用することとした場合、担当している患者の全員から同意書を取る必要があるなどの理由から、結果的には利用を断念した。事業所にとってより利用しやすくなるよう、改善できるところは改善していく必要があるのではないか。

事務局)：改善できるところは、電子@連絡帳の運用事業者とも相談の上、適宜対応していきたい。また、貴事業所に電子@連絡帳の説明のため、訪問した際、現在使用している情報共有ツールには市外の患者も登録しているが、電子@連絡帳にはつくばみらい市民のみしか登録できないのかとのご質問をいただいた。その際に電子@連絡帳には個人情報管理の観点から、つくばみらい市民のみが登録可能となっている旨をご説明したが、その点は今後の運用上の課題であると認識している。

- ・令和 4 年度 of 取組経過報告
- ・令和 5 年度 of 取組予定

<事務局より資料に基づいて説明>

菊地委員)：在宅医療・介護の連携においてワーキンググループによる取組は重要であると思う。サービス担当者会議は介護サービスを提供する上で重要であり、開催にあたっては医師や行政等も関わりを持つことが望ましいと考える。しかし現状ではコロナ禍の影響で実施していない場合が多いのか。また、行政等はサービス担当者会議に参加することはあるのか。

菊池委員)：国や日本介護支援専門員協会などの指針では、コロナ禍の現状においては必ずしも会議を実施しなくても良いといった旨の方針が示されている。その指針に沿って、現場のケアマネジャーも実施しないことが多いのが現状ではないかと思う。しかし、困難ケースなど開催する必要性が高いと判断される場合については、実施していることが多い。実施する場合も、なるべく大人数が会することがないよう、当該患者にとって一番必要性が高いサービスの提供事業者のみ参加するなどしている場合が多い。

しかし患者がサービス付き高齢者向け住宅などの入所者の場合には、施設内への出入りが禁止されている場合などもある。そうした中では、電子@連絡帳のようなツールを活用して情報共有することが考えられるが、情報共有が必要な介護事業所等が必ずしも電子@連絡帳を利用しているとは限らない。そのような場合の情報共有ツールはなかなか見つからないといった現状がある。

小松崎会長)：行政等がサービス担当者会議に出席することはあるのか。

事務局)：地域包括支援センターは、担当する患者が介護保険における要支援者の場合は出席することが多い。要介護者でもケアマネジャーと地域包括支援センターが協力の上で支援している事例等は、必要に応じて参加する場合がある。市が参加した事例は少ない。

菊池委員)：地域包括支援センターが実施した、総合病院等への聞き取りの中で、総合病院の連携室等から、入院中の患者が介護認定の申請をし、要介護認定を受けた場合でも、担当するケアマネジャーがなかなか見つからないことがあるとの意見があったとのことだが、つくばみらい市の現状として、ケアマネジャーが不足していると感じている。高齢化が進む中で、介護保険サービスの利用者は年々増加傾向にあるが、その一方で退職等により、事業所においてケアマネジャーを補充をする必要が生じてもなかなか見つからない。そのような状況にあるため、介護サービスの利用希望者や、総合病院の連携室等から担当をしてほしいとの相談を受けても、断らざるをえない場合がある。この状況が続けば、近い将来、介護サービスの提供が立ち行かなくなるのではないかという不安を感じる。そのため、地域として介護人材の確保をどのように行っていくのが良いのか、考えていかなければならないと感じている。

小松崎会長)：今後の介護人材の確保等について、例えば日本介護支援専門員協会からは対策等は示されているのか。

菊池委員)：国に提言等を出していると思うが、必ずしも介護現場の現状を反映した内容にはなっていないように感じている。

事務局)：地域包括支援センターが支援業務にあたる中においても、引き受けてくれるケアマネジャーを探すのが、なかなか見つからないといった事例は多くある。そういったことからケアマネジャーの数が足りていないという現状を実感しているところである。また市内では訪問介護事業所の人材が不足している状況にあると聞いている。介護人材はどの事業所でも不足しているからやむを得ないと考えがちだが、ケアマネジャーが不足すれば、介護サービスの利用を希望する市民が、サービスを利用する入口にさえ立てない状況となってしまう。

介護人材が不足しているという意見は、地域包括支援センター運営協議

会でもいただいた。そこで市では年度内に、介護人材を確保していくための有効な方法として、どのようなものが考えられるかについて検討する場を設けたいと考えている。その際には市内特別養護老人ホームの施設長にご協力をいただく予定である。目に見える効果が表れるまでには時間を要すると思うが、まずは現状を把握した上で、できるところから対策を講じていきたいと考えている。

菊池委員)：「在宅医療・介護連携に関するアンケート」では8割以上の介護支援事業所が在宅での看取りを担当したことがあると回答しており、今後の看取り段階における課題として、ターミナル期における介護サービスの充実をあげている事業所がある。ターミナル期では訪問看護の利用が不可欠であると思うが、訪問看護事業所の観点からは、具体的にはどのようなサービスがあると良いと考えるか。

宮本委員)：最近では、訪問看護サービスの提供を開始して、一週間以内で亡くなるなど、看取り段階における変化のスピードが早い事例が多くなってきていると感じている。終末期の患者のその時々状況に合わせて、きめ細やかな訪問介護サービスを提供することができれば、よりその人らしい最期を送ることができるのではないかと考える。

在宅での看取りにおいて、家族やヘルパーなどは、看取りに慣れていないと本人の少しの体調の変化でも焦ってしまう傾向があると思う。そのため、介護職等を対象として、看取りをテーマとした勉強会等を開催するのが効果的であると考えている。

菊池委員)：つくばみらい市は訪問介護事業所が少なく、ヘルパーも少ない現状にある。そしてヘルパーでも生活援助は担当できるが、身体介護は担当できないヘルパーも多い。そのため、サービスの調整をする段階で、訪問介護事業所が見つからず、近隣市等の訪問介護事業所に問い合わせることも多い。それでも見つからず、訪問介護サービスを受けることができず、やむを得ず家族が介護しているといったケースもある。

そのため、ターミナル期における介護サービスの充実に関する課題としては、訪問介護事業所の不足、身体介護サービスが提供できるヘルパーの不足、市内に看護小規模多機能型居宅介護を提供できる施設がない、夜間対応型訪問介護の提供事業所がないなどがあげられると思う。また、先ほど意見が出たが、介護職が看取り段階において、患者に変化が起きても落ち着いて対処できるよう、看取りに関する勉強会を開催することは有効であると考えている。また、在宅医療・介護連携推進事業のワーキンググループにおいて意見が出たが、救急時に誰がどのように動くか、それぞれの役割を事前に明確にして、共有しておくことが重要であると感じている。

菊池委員)：ヘルパーの担い手がただでさえ少ないと思うが、先ほどからあるように、身体介護を提供できるヘルパーが少ない、またヘルパーでも夜間帯に担当できるヘルパーとなると相当数が限られると思う。ターミナル

	期におけるサービスという点では、とても重要な課題であると思う。 ・閉会 午後8時20分
そ の 他	傍聴人 1人